

令和 8 年度タイププロモーション現地レップ業務
委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、三重県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）の重点市場であるタイ市場において、三重県が令和 6 年 1 月にタイ旅行業協会（Thai Travel Agents Association）（以下、「TTAA」という。）との間で締結した観光分野における連携覚書による協力関係を活用しつつ、近年のタイ市場における個人旅行の増加や SNS 等のデジタルメディアによる情報収集の活発化に対応するため、従来の旅行会社向けプロモーションに加え、消費者に対する直接的なアプローチを大幅に強化する。タイ国内で絶大な影響力を持つインフルエンサーの起用、SNS を通じた継続的な情報発信、及び大規模な一般消費者向け旅行博への出展を通じ、三重県の認知度を上向させ、タイから三重県への誘客を促進することで、県内での延べ宿泊者数の増加及び消費額の増加を図ることを目的とする。

（参考：三重県と TTAA との連携覚書）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001116436.pdf>

2 委託業務名

令和 8 年度タイププロモーション現地レップ業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日まで

4 業務内容

(1) TTAA との連絡窓口・調整

TTAA と観光連盟が連携して事業を進めるにあたり、必要な連絡調整を行うこと。

(2) 現地旅行会社向けプロモーションの実施

現地の旅行会社に対して三重県の魅力を紹介し、三重県を含むツアーの造成・販売を促すプロモーションを実施すること。

ア セールスコールの実施

三重県への誘客に効果的な現地旅行会社等 40 社以上を対象に、訪問による三重県の魅力の紹介やヒアリング調査を実施すること。なお、セールスコールは令和 8 年 10 月 31 日までに 20 社以上に対して実施すること。

- ・セールスコールは原則訪問とするが、相手方からの申し出や遠隔地等の事情によりオンラインで実施することを可能とする。
- ・セールスコールは原則タイ語で行うものとする。
- ・セールス先については、候補となる旅行会社等を選定の考え方とともに一覧にまとめて提案し、観光連盟と協議のうえ決定すること。
- ・セールスコールのための現地旅行会社や TTAA との調整及びセールスツールの作成及び内容確認に係る一切の業務について、受託者により実施すること。
- ・その他、ツアー造成等に係る旅行会社からの問合せに対し、必要に応じて観光連盟と協議のうえ、必要な情報提供及び連絡調整を随時行うこと。

イ 三重県観光情報セミナー、商談会の実施

現地旅行会社を対象に、バンコク市内において三重県の観光情報に関するセミナー及び商談会を開催すること。なお、セミナー及び商談会は同日に開催するものとする。

(ア) 三重県への誘客に効果的な現地旅行会社を対象に、三重県の観光情報に関するセミナーを開催すること。

・会場借上費、配信費用、講師料、備品使用料、PR 物品等、セミナーの運営に必要な一切の費用を見積に含めること。

(イ) バンコク市内において、下記の条件を満たし、三重県内へのインバウンド担当に誘客を目的とする B to B 商談会を 1 回、企画・実施すること。

(条件)

- 開催時期は令和 8 年 8 月下旬～9 月中旬を予定とするが、観光連盟と協議のうえ決定すること。
- 商談会は三重県側参加者ごとに商談ブースを設置し、1 対 1 の対面による方法で実施する。
- 市内において交通の利便性が高く、参加人数を考慮してゆとりのある会場で実施する。
- 三重県側が 15～20 者程度参加することを想定し、1 者あたり 10 件以上の商談実施を目標とする。
- 商談会終了時までタイ旅行会社側が退室されない工夫を講じること。
- 上記以外の商談形式（マッチングやフリー商談、商談時間等）については提案書にて提示し、観光連盟と協議のうえ決定すること。

- ・タイ側旅行会社の募集及び取りまとめを行うこと。なお、三重県側の参加者募集及び取りまとめは観光連盟が行うこととする。
- ・三重県側参加者の概要資料を作成・翻訳し、タイ側旅行会社の参加者に共有すること。
- ・商談会当日の受け付け、案内、進行等を行うこととし、円滑かつ安全に進行できるよう、必要なスタッフを配置すること。
- ・ビジネスレベルの通訳者（日本語・タイ語）を必要とする三重県側参加者 1 者につき 1 名を配置すること。また、事前に通訳者と三重県側参加者が商談会に関する打ち合わせができるよう調整すること。なお、通訳にかかる費用については、商談会当日、三重県側参加者から日本円で徴収すること。
- ・セミナー及び商談会終了後、双方の参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は観光連盟と協議のうえ、決定すること。また、回収後のアンケートは日本語に翻訳し観光連盟に提出すること。
- ・商談会に参加した現地旅行会社からの問い合わせに対し、必要な情報提供や三重県との連絡調整を随時行うとともに、適宜フォローアップを行うこと。また、必要に応じて三重県側の各参加者に対してフィードバックを行うこと。
- ・上記以外、商談会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

ウ 現地旅行会社の招聘

三重県内で 1 泊以上の宿泊を伴う旅行商品の造成を目的として意欲的で有力な旅行会社を対象としたファムトリップを実施すること。

- ・ファムトリップで招聘した旅行会社での三重県を含む旅行商品の参加前、参加後の変化を実績報告書にてまとめること。可能な限り造成商品の情報及び送客実数も確認すること。

- ・ファムトリップは1回以上実施し、委託期間中に6社6名以上招聘すること。なお、3社3名以上はチェンマイ市の旅行会社を対象とすること。
- ・被招聘者は、旅行商品を企画・造成できる責任者等とすること。なお、招聘を予定している旅行会社及び選定理由等について企画提案書に記載すること。
- ・1回あたりのファムトリップは3泊4日以上の行程とし、三重県内に2泊以上宿泊すること。なお、被招聘者、実施時期及び行程については企画提案書に基づき、観光連盟と協議のうえ決定する。
- ・招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行うこと。
- ・招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・視察にかかる移動のため、ファムトリップの期間中に貸切バス1台（ドライバー付き）を手配すること。なお、有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積に含めること。
- ・貸切バスは、人数分のスーツケース等の荷物が収納でき、車内に雨傘を人数分備え付けること。
- ・移動時間が早朝や夜間、深夜となった場合や訪問先の変更等の場合にも対応することとし、ドライバーの宿泊費や食事代等、必要な費用を見積に含めること。
- ・貸切バスには被招聘者及び観光連盟職員1名程度のほか、関係者が同乗する場合がありますため留意すること。
- ・必要に応じて通訳者（日本語・タイ語）を1名手配すること。通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。
- ・ファムトリップ中は受託者が同行し、行程管理等を行うこと。
- ・ファムトリップ中、受託者は毎夕食前に簡単なブリーフィングを実施し被招聘者からその日における意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招聘者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招聘者の意見・感想等を取りまとめて観光連盟に提出すること。
- ・ファムトリップ終了後、招聘した旅行会社に対してフォローアップを行い、旅行商品の造成や販売につながるよう働きかけること。

エ ニュースレターの配信

三重県の観光情報について、ニュースレターを作成のうえ、現地旅行会社や訪日旅行情報を扱うメディア等へ4回配信すること。なお、ニュースレターに掲載するコンテンツや内容については、配信前に観光連盟と協議を行うこと。

- ・ニュースレター等に対する配信先からの反応（コメント等）について、観光連盟にフィードバックを行うこと。
- ・作成したニュースレターについて、TTAAと調整し、TTAA会員旅行会社向けに発信すること。

(3) 三重県の宿泊を含むツアーを新規造成・販売、実送客を可能とする取組実施

委託仕様書「4 業務内容（2）現地旅行会社向けプロモーションの実施」に記載した内容以外に、旅行会社に対して三重県を含むツアーの新規造成・販売、実送客に繋がる効果的な取組（例：三重県の宿泊を含むツアーの公告出稿支援 等）を実施することとし、

その内容を具体的に提案すること。

(4) タイ旅行博への出展

ア バンコク日本博 2026

- ・2026年8月28日～30日に開催されるバンコク日本博 2026において三重県ブースを出展し、三重県観光のPRを実施すること。なお、三重県事業者が出展に参加することを想定し、出展ブースの大きさは最大2小間とすること。
- ・ブースデザイン、ブースの施工、物品調達、撤収等、出展に係る一切の手配を、下記の条件のとおり行うこと。

(ア) ブースデザインについては、三重県の食や自然を中心に、来場者へのアピール効果の高いものとする。

(イ) 三重県タイ語パンフレット(A4判6ページ、カラー印刷、巻き3つ折り)を3,000部印刷し、ブースに配置すること。なお、パンフレットの印刷に必要なデータは観光連盟から提供する。

(ウ) パンフレットを配置するテーブルなど、ブース運営に必要な備品、消耗品を調達・準備すること。

(エ) その他、必要に応じて出展や運営にかかる事務手続きおよび主催者との連絡調整を行うこと。

- ・全日程にわたり、ブースの管理運営、パンフレット及びノベルティ配付、観光案内対応、新規SNSフォロワー獲得等の活動に従事する運営スタッフを3名以上手配すること。なお、運営スタッフはタイ語・日本語の対応が可能な者とし、来場者からの質問対応等があった場合において、観光連盟の通訳を行うこと。

- ・観光案内をスムーズに行うため、事前に運営スタッフに対し三重県観光情報を共有しておくこと。

- ・受託者において、ブース運営責任者を1名立てること。なお、運営スタッフが運営責任者を兼ねることは妨げない。

- ・ブース来場者に対し、新たにSNSのフォロワーとなることを呼びかけるため、手持ちボード等を制作すること。なお、新規フォロワーの増加を目的とするアカウントは以下の三重県タイ語 Facebook およびインスタグラムの他に新設 TikTok とする。

เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน <https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

visitmie_th https://www.instagram.com/visitmie_th/

- ・目標とする SNS フォロワー数の増加を提案書に記載すること。
- ・「新規 SNS フォロワー向けノベルティグッズ」(500個以上)を手配・配付すること。また、ノベルティグッズは三重県に関連したものとする。
- ・ブースにかかる料金やノベルティ制作費など、出展にかかる一切の費用は受託者負担とすること。

・その他

(ア) 三重県を含む旅行商品の販売を促進するためのブース出展に関する独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。

(イ) 業務の詳細については、観光連盟と協議のうえ決定すること。

イ Thai International Travel Fair

- ・2027年1月(予定)に開催される旅行博 Thai International Travel Fair (以下、「TITF」という。)において三重県ブースを1小間出展するほか、当イベントに併設

して開催される商談会に参加し、三重県観光のPRを実施すること。

・ブースデザイン、ブースの施工、物品調達、撤収等、出展に係る一切の手配を、下記の条件のとおり行うこと。

(ア) ブースデザインについては、三重県の食や自然を中心に、来場者へのアピール効果の高いものとする。

(イ) 三重県タイ語パンフレット (A4 判 6 ページ、カラー印刷、巻き3つ折り) を 3,000 部印刷し、ブースに配置すること。なお、パンフレットの印刷に必要なデータは観光連盟から提供する。

(ウ) パンフレットを配置するテーブルなど、ブース運営に必要な備品、消耗品を調達・準備すること。

(エ) その他、必要に応じて出展や運営にかかる事務手続きおよび主催者との連絡調整を行うこと。

・当イベントに併設して開催される商談会においては、観光連盟の職員も参加することを前提として、ビジネスレベルの通訳 (タイ語・日本語) を手配すること。

・全日程にわたり、ブースの管理運営、パンフレット及びノベルティ配付、観光案内対応、新規 SNS フォロワー獲得等の活動に従事する運営スタッフを 2 名以上手配すること。なお、運営スタッフはタイ語・日本語の対応が可能な者とし、来場者からの質問対応等があった場合において、観光連盟の通訳を行うこと。

・旅行博当日の観光案内をスムーズに行うため、事前に運営スタッフに対し三重県観光情報を共有しておくこと。

・受託者において、ブース運営責任者を 1 名立てること。なお、運営スタッフが運営責任者を兼ねることは妨げない。

・ブース来場者に対し、新たに SNS のフォロワーとなることを呼びかけるため、手持ちボード等を制作すること。なお、新規フォロワーの増加を目的とするアカウントは以下の三重県タイ語 Facebook およびインスタグラムの他に新設 TikTok とする。

เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน <https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

visitmie_th https://www.instagram.com/visitmie_th/

・目標とする SNS フォロワー数の増加を提案書に記載すること。

・「新規 SNS フォロワー向けノベルティグッズ」(500 個以上) を手配・配付すること。また、ノベルティグッズは三重県に関連したものとする。

・ブースにかかる料金やノベルティ制作費など、出展にかかる一切の費用は受託者負担とすること。

・以下の観光プロモーション動画の活用を図ること。

YouTube チャンネル「Japan Travel "Mie"」内の動画

<https://www.youtube.com/channel/UCI9fiY2YyUCAFMWF9jWar0g>

・その他

(ア) 三重県を含む旅行商品の販売を促進するためのブース出展に関する独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。

(イ) 業務の詳細については、観光連盟と協議のうえ決定すること。

(5) タイ語 TikTok の開設・運営及び Pantip における記事掲載

訪日旅行に関心があり新たな旅行先を模索しているタイ人層へ直接アプローチするため、

三重県公式タイ語 TikTok アカウントを開設・運営するとともに、タイ最大級の掲示板サイト「Pantip」を活用した情報発信を行うこと。

ア タイ語公式 TikTok アカウントの開設及び運営

- ・訪日旅行に関心が高いタイ人層をターゲットとし、三重県公式タイ語 TikTok アカウントを新規開設し、受託後10か月以上継続的な運用を行うこと。
- ・投稿内容はタイ人旅行者の嗜好に合致した魅力的なものとし、候補となるコンテンツ案を一覧にまとめて提案し、実施前に観光連盟と協議のうえ決定すること。
- ・三重県内での取材を3回以上実施し、月6回以上の発信を行うこと。なお、取材については国内・国外どちらから来県しても良いものとする。また、発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント数、再生回数等、プロモーションの効果が測定できる指標を設定し、その目標値を企画提案書に明記すること。
- ・取材にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行うこと。
- ・動画は視聴者の関心を引く視覚的に魅力的なものとし、説明欄（キャプション）には過度な文字情報を詰め込みすぎないように留意すること。
- ・動画内のテキスト及び説明分は原則としてタイ語とし、タイ人ネイティブによる自然かつ効果的な表現を用いること。
- ・動画内で紹介するスポットについては、可能な限り位置情報を付与し、視聴者が実際の旅行で活用しやすい形で発信すること。
- ・多くのユーザーに拡散するために、ハッシュタグ等、TikTok 内機能を有効的に活用すること。
- ・他に三重県への誘客につながる TikTok の活用方法について提案があれば、提案書に含めること。

イ Pantip における記事掲載の実施

- ・検索エンジン最適化（SEO）の向上及び、三重県への旅行を具体的に検討している層に対して詳細な情報を提供することを目的として、タイ語の掲示板サイト「Pantip」に三重県旅行に関する記事を5本以上掲載すること。なお、記事内容のイメージは過去タイレップにより作成した記事を参考にし、作成すること。

<https://pantip.com/topic/43332488>

- ・記事の執筆にあたっては、タイ人ネイティブがタイ人の視点で作成すること。
- ・掲載する記事のテーマやトピックについては候補を一覧にまとめ、事前に観光連盟と協議のうえ決定すること。

ウ 効果測定及び分析の実施

本事業において実施した情報発信の閲覧数及びアクション数、コメント等のデータを報告すること。また、取得したデータを基に分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性等を提案すること。

(6) インフルエンサーの招聘

タイ市場において影響力のあるインフルエンサーやタレント等（以下、「被招聘者」という。）を招聘し、情報発信を行うため、事業の企画、被招聘者の選定、ファムトリップの日程及び行程の調整、招聘期間中の管理、発信状況の管理監督等、一切の業務を行うこと。

ア 事業の企画

タイ市場の特徴と三重県観光資源の魅力をふまえたファムトリップを企画し、行程を

作成すること。企画にあたっては、タイ市場の具体的なデータ等を活用し、理由を企画提案書に明記すること。

- ・ 招聘は受託後令和8年7月下旬までに三重県内に5泊6日以上とすること。
- ・ タイ市場における嗜好や訪日旅行の傾向をふまえ、ストーリーや旅のテーマを設定し、それらに合った行程を企画すること。
- ・ 行程の作成にあたっては、観光連盟及び被招聘者と十分協議しながら進めること。

イ 被招聘者の選定

タイ市場の特徴と三重県観光資源の魅力をふまえ、以下の要件を満たす被招聘者を1組以上選定すること。選定にあたっては、被招聘者のプロフィール、過去の発信内容、フォロワー数、視聴回数、ページビュー数等をまとめ、選定理由を企画提案書に明記すること。

- ・ 被招聘者自身の有するメディア媒体（SNSやブログ等）を通じて効果的な情報発信ができること。
- ・ 1組以上はトップインフルエンサー（SNSフォロワー数500万人以上、もしくは同程度の影響力を有する）を海外から招聘とすること。
（※トップインフルエンサー以外の被招聘者については、居住地（国内・海外）を問わない。）
- ・ 「ア 事業の企画」で企画したテーマや行程との親和性に留意すること。

ウ ファムトリップの実施

「ア 事業の企画」及び「イ 被招聘者の選定」に基づきファムトリップを実施すること。

- ・ 招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行うこと。
- ・ 視察にかかる移動のため、ファムトリップの期間中に専用車1台（ドライバー付き）を手配すること。なお、有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積に含めること。
- ・ 専用車は、人数分のスーツケース等の荷物が収納でき、車内に雨傘を人数分備え付けること。
- ・ 移動時間が早朝や夜間、深夜となった場合や訪問先の変更等の場合にも対応することとし、ドライバーの宿泊費や食事代等、必要な費用を見積に含めること。
- ・ 必要に応じて通訳者（日本語・タイ語）を1名手配すること。通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。
- ・ 被招聘者の招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・ ファムトリップ中は受託者から少なくとも1名以上が同行し、行程管理等を行うとともに、被招聘者の取材の様子を各訪問先等で撮影し、報告書に記載すること。
- ・ 被招聘者に対してファムトリップ終了後にヒアリングを行い、行程や各訪問先に対する意見を聞き取り、外国人観光客目線からの評価や課題について、実績報告書に記載すること。
- ・ 写真や動画の撮影・発信に際し、被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に施設等の許諾を得ること。また、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

エ 情報発信の実施

被招聘者1組につき6回以上の発信を行うこと。また、発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント数、再生回数等、プロモーションの効果が測定できる指標を設定し、その目標値を企画提案書に明記すること。

- ・情報発信を行う際は、タイ市場の法律や慣習等を確認のうえ、必要に応じて被招聘者と委託者との関係性や、委託に基づくプロモーションである旨を明記すること。

オ 効果測定及び分析の実施

本事業において実施した情報発信の閲覧数及びアクション数、コメント等のデータを報告すること。また、取得したデータを基に分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性等を提案すること。

(7) 観光連盟職員による現地プロモーションへの支援

観光連盟の職員が現地を訪問してプロモーションを実施する際には、必要となる情報の収集や調整、当該プロモーションへの同行及び通訳を行うこと。

- ・観光連盟職員の渡航による現地プロモーションは、契約期間中に1回、2日間を予定。
- ・現地プロモーションに伴うタイ域内の人件費、移動費、宿泊費等は委託料に含むこと。

(8) 訪日旅行動向に関する情報収集及び分析

訪日旅行動向（タイ現地旅行会社や航空会社等の動向を含む）に関する情報収集及び分析を継続的に実施し、「(9) 月次レポートの作成」に含めて報告すること。

(9) 月次レポートの作成

委託仕様書「4 業務内容」に基づいて実施した業務及びタイ市場の動向等に係るレポートを作成し、月に1回、電子メールで提出すること。なお、旅行会社へのセールスコールのフィードバック（ツアー造成数と内容、送客数、担当者の名刺等）及び問合せの記録についても併せて報告すること。なお、月次レポートの内容については観光連盟内のみで使用のとし、第三者に共有しない。

- ・令和9年3月分のレポートについては、業務実施報告書と合わせて令和9年3月24日（水）までに提出すること。

(10) その他

- ・本業務の目的を効果的・効率的に達成するための独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。
- ・業務の詳細については、観光連盟と協議のうえ決定すること。

5 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。
- (2) 新たに作成する資料等に写真等を使用する場合、著作権や使用承諾について使用元へ確認すること。また、各観光施設にかかる配信内容や紹介内容について、事前に各施設へ確認を行うこと。
- (3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。ただし、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、受託者は概算払を請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出する。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和9年3月24日（水）
- (2) 記載事項
 - ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 個人情報の保護
受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物の所有権
本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有

する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(7) その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。